

○痩身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について

(昭和六〇年六月二八日)

(薬監第三八号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知)

最近、新聞、雑誌、新聞折り込みチラシ、カタログ等において痩身効果、伸長効果、豊胸効果を標ぼうするいわゆる健康食品(以下「痩身指向食品等」という。)が多く見受けられる。これらの中には、医薬品と紛らわしいもの、虚偽、誇大な表示広告を伴うものが多く、国民の保健衛生上及び商品選択上の問題を引き起こすこととなるため、従来より薬事法、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)によつて指導取締りを行つてきているところである。

しかしながら、これらの違反はなお跡を絶たない状況にあり、これらの指導取締りの一層の徹底が求められている。

かかる現状に鑑み、今般、公正取引委員会と協力し、薬事法及び景品表示法から見た痩身指向食品等の広告等に対する注意点を別添のとおり作成したので、関係部局及び関係団体との緊密な連絡のもとに、これが指導取締りについて遺憾なきを期されたい。

(別添)略